

研究部会設立申請要項

(暫定案) 2000年1月21日 制定

(暫定案) 2005年4月1日 改正

2006年4月1日 改正

2007年4月1日 改正

2022年1月21日 改正

要項

研究部会を設立しようとする場合は、下記の各項目の内容を明らかにして代表者もしくは幹事予定者が、応用数理学会理事会に設立申請を行う。

理事会は設立の可否について審議し結果を速やかに申請者に通知する。

申請項目

1. 研究部会名称（日本語名称と英語名称）
2. 主査（氏名、所属、Tel、Email、会員番号）
3. 幹事（氏名、所属、Tel、Email、会員番号）2～5名
4. 連絡担当者（氏名、所属、Tel、Email）
5. 設立趣旨（400字程度）
6. 準備状況（関連する研究会等の実施など）
7. 新設時の研究部会会員数（うち応用数理学会会員数）
8. 活動計画と活動予定期間
9. 目標とする研究部会会員数（うち応用数理学会会員数）
10. その他の事情・要望など

提出先

設立申請は、「日本応用数理学会研究部会担当理事 宛」にして、事務局にメールでお送りください。

注意

主査と幹事は、学会員でなくてはならない。（研究部会規約第2条）